

令和8年度

広島県教育委員会免許法認定講習

広島県教育委員会
広島市教育委員会

令和8年5月

令和 8 年度広島県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、教育職員等に対し、免許状取得に必要な単位を修得する機会を与え、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 名称

令和 8 年度広島県教育委員会免許法認定講習

3 主催

広島県教育委員会・広島市教育委員会

4 開設科目及び日程等

令和 8 年度広島県教育委員会免許法認定講習講座一覧表(別紙 1)のとおり

5 場所

- (1) 広島大学教育学部講義室（東広島市鏡山一丁目 1 - 1）
- (2) 広島市国際青年会館（JMS アステールプラザ）（広島市中区加古町 4 番 17 号）

6 講義時間等

- 9:00 オリエンテーション
9:15 講義開始
16:45 講義終了

7 受講対象者

- (1) 幼稚園教諭二種免許状を保有し、幼稚園教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員（免許法別表第 3 による取得希望者）
- (2) 幼稚園教諭普通免許状を保有し、小学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員（免許法別表第 8 による隣接校種二種免許状取得希望者）
- (3) 小学校教諭二種免許状を保有し、小学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員（免許法別表第 3 による取得希望者）
- (4) 小学校教諭普通免許状を保有し、中学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員（免許法別表第 8 による隣接校種二種免許状取得希望者）
- (5) 中学校教諭二種免許状を保有し、中学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員（免許法別表第 3 による取得希望者）
- (6) 中学校教諭専修または一種免許状を保有し、中学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員（免許法別表第 4 による他教科免許状取得希望者）
- (7) 中学校教諭普通免許状を保有し、中学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員（免許法別表第 4 による他教科免許状取得希望者）
- (8) 中学校教諭普通免許状を保有し、小学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員（免許法別表第 8 による隣接校種二種免許状取得希望者）
- (9) 高等学校教諭普通免許状を保有し、中学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員（免許法別表第 8 による隣接校種二種免許状取得希望者）
- (10) 養護教諭二種免許状を保有し、養護教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする養護教員（免許法別表第 6 による取得希望者）
- (11) 栄養教諭二種免許状を保有し、栄養教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする栄養教諭（免許法別表第 6 の 2 による取得希望者）
- (12) 管理栄養士又は栄養士（管理栄養士養成施設の課程修了）の免許状を保有し、栄養教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする学校栄養職員（免許法附則第 17 項による取得希望者）

- (13) 栄養士の免許状を保有し、栄養教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする学校栄養職員（免許法附則第17項による取得希望者）
※(1)～(13)のいずれにおいても、県外の教員・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員については、定員に余裕のある講座に限り受講できるものとする。

8 単位の認定

- (1) 県で定めた授業時数の5分の4以上出席し、試験又はレポートによる成績審査に合格した者に1単位を授与する。
(2) 理由のいかんにかかわらず、5分の4以上の出席がなければ不合格とする。
(3) 台風等の不可抗力により講習を中止した場合も(2)と同様の取扱いとする。

9 受講料等

- (1) 受講料（広島県手数料条例別表）1講座につき 2,000円
納付方法については、「11 受講料の納付について」のとおり。
※原則、既納の受講料は返還しない。但し、主催者の判断で中止した場合には、この限りではない。
(2) 教材等
教材費等の実費についても受講者の負担とする。

10 申込方法（※「10 申込方法」から「12 受講の決定」までの一連の流れは別紙2を参照。）

- (1) 受講の申込みは、必ず所属長の許可を得た後に、「広島県電子申請システム」から行う。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29746

【QRコード】



※「広島県電子申請システム」を利用できない場合は、別途「(3)問い合わせ先」に問い合わせてください。

※申込みの際、整理番号及びパスワードを必ず控えておいてください。納付情報の確認や受講決定通知書・受講票ダウンロード等申込内容を照会する際に必要となります。

- (2) 申込期間 **令和8年5月29日(金) ～ 令和8年6月22日(月) 17:00**

- (3) 問い合わせ先

〒730-8514 広島市中区基町9番42号

広島県教育委員会 義務教育指導課 教育指導担当 TEL(082)513-4974

11 受講料の納付について

- (1) 「広島県電子申請システム」の申込内容照会画面に掲載された納付情報をもとにPay-easy(ペイジー)・クレジットカード・QRコード決済等を利用して電子納付を行う。

納付期限 **令和8年7月13日(月) 正午 ※厳守**

- (2) 納付期限までに納付できなかった場合、原則として受講決定できないので留意すること。

12 受講の決定

- (1) 受講料の納付を確認後、受講決定をする。
- (2) 受講申込者が定員を超過した場合は、申込講座数、実務経験年数、単位修得状況等を考慮し、受講可否を決定する。
- (3) 受講希望者が少ない科目については開設を取りやめることがある。
- (4) 令和8年7月17日（金）15:00以降、「令和8年度広島県教育委員会免許法認定講習受講決定通知書・受講票」を「広島県電子申請システム」の申込内容照会画面からダウンロードし、自身の受講する講座を確認すること。

13 その他

- (1) 台風等の不可抗力により講習日等を変更する場合がある。
- (2) 受講申込者がやむを得ない事情で受講できなくなった場合は、申込先へ速やかに連絡すること。
- (3) 時間割、必要な持参品、事前準備等、この要項に定めた以外の事項については、令和8年7月17日（金）、広島県教育委員会ホームページ「令和8年度広島県教育委員会免許法認定講習」に掲載するので、それぞれの受講する講座ごとに必ず確認すること。
- (4) 宿泊、昼食は各自で手配すること。また、駐車スペースは確保していないので、必ず公共交通機関を利用すること。
- (5) 服装については、研修にふさわしいものであること。
- (6) 受講に係る服務上の手続きについては、各自で適正に行うこと。